

小美玉市公共施設等自動販売機設置事業者募集要項

小美玉市（以下「市」とする。）では、市有財産の一層の有効活用と自主財源確保を図るため、市有施設に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望する方は、次の各事項を確認のうえ、入札に参加してください。

1 入札件名及び入札物件

(1) 入札件名 公有財産の貸付（自動販売機設置）

(2) 入札物件 全16件

別紙「入札物件一覧表」の物件番号ごとに、一般競争入札により、自動販売機の設置事業者を決定します。なお、各物件の最低貸付料（年額・税抜き）は、別紙「入札物件一覧表」のとおりです。

(3) その他

①物件番号に係る設置場所（以下「貸付物件」という。）ごとに、自動販売機1台（外形寸法以下のもの）のみ設置できるものとします。

②回収ボックスの設置については、「4 契約上の条件等」の（5）によります。なお、回収ボックスの設置方法の詳細については、施設管理者と協議のうえ、決定するものとします。

③最低貸付料には、電気料金等の光熱水費は含まないものとします。なお、電気料金については、「4 契約上の条件等」の（2）によります。

④貸付料等の支払いのほか、寄付機能付の自動販売機の場合は、当該自動販売機の売上額の一部を、別紙「入札物件一覧表」の寄付先団体へ、寄付金として送金していただきます。詳細は「4 契約上の条件等」の（6）によります。

2 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

〔更新なし〕

3 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく小美玉市の入札参加制限を受けていない者であること。

(2) 小美玉市暴力団排除条例（平成23年小美玉市条例第26号）第2条第1号から第3号に規定するものでないこと。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(4) 自動販売機の設置業務について、3年以上の実績を有していること。

(5) 法令等の規定により、販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。

(6) 国税及び地方税を未納していないこと。

4 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 貸付料等

①貸付料（年額）は、市が設定する最低貸付料以上で、最高の入札価格をもって貸付料とします。なお、貸付料（年額）は、貸付種別が「建物」の入札物件にあつては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額となり、貸付種別が「土地」の入札物件にあつては、入札書に記載された金額となります（消費税及び地方消費税はかかりません。）。

②貸付料（年額）は市が発行する納入通知書により、年度ごとに指定期日までに納入してください。

③電気料金は設置事業者の実費負担とし、各設置事業者において電気使用量計測子メーターを設置してください。なお、設置に際して、新たに電気の引き込みが生じる場合は、設置事業者の負担となります。

また、計測により算出した電気料金は、市が発行する納入通知書により、指定期日までに納入してください。

※電気料金とは電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び消費税等相当額とします。なお、法改正等により制度変更があつた場合には、変更後の制度によるものとします。

④その他、自動販売機の設置及び撤去並びに維持管理等に係る一切の費用は、設置事業者の負担とします。

⑤貸付期間内において、設置場所施設の管理を市が指定する指定管理者が行う場合は、②及び③の規定は指定管理者が行う場合について準用します。この場合において、②及び③中「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとします。（指定管理者が管理を行う施設の貸付料等は、指定管理者に納入することとなります）

(3) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

①貸付物件を自動販売機設置以外の用途に供してはならないこと。

②自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保の目的に供してはならないこと。

③販売価格は、メーカー希望小売価格以下とすること。

④販売品目は清涼飲料水等の飲物とし、酒類又はその類似品の販売は行ってはならないものとする。

⑤販売品目の形態は、「飲料水」にあつては、缶、ビン、ペットボトル及び紙パックなど密閉容器に入った商品とする。

⑥入札物件一覧表の販売品目において（災害対応）の表示があるものは、災害発生時に、小美玉市が飲料の提供を必要とした場合に、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

⑦設置事業者は、毎月の電気使用量について、市へ報告すること。

⑧設置事業者は、設置した自動販売機の販売数量等の販売実績を、四半期ごとに市へ報告すること。

⑨貸付期間内において、設置場所施設の管理を市が指定する指定管理者が行う場合は、⑦及び⑧の規定は指定管理者が行う場合について準用します。この場合において、「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとします。

(4) 自動販売機の仕様等

設置する自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

- ①設置する自動販売機は、「LED照明の採用」、「照明の自動点滅機能」、「学習省エネ機能」、「エコ・ベンダー機能」、「真空断熱材の使用」、「ヒートポンプ機能」など、消費電力の低減に資する技術等を導入したものであること。
- ②設置する自動販売機は、ノンフロン対応など環境に配慮したものであること。
- ③設置する自動販売機は、設置場所の周辺環境に配慮し、ユニバーサルデザイン機の設置に努めること。
- ④（災害対応）の物件については、「災害対応型自動販売機」の設置に努めること。災害対応型自動販売機が設置出来ない場合は、機器設置の際に、自動販売機内の飲料の無償提供方法について、施設管理者と打合せを行い、予め明確にしておくこと（フリーベンドキー等）。
- ⑤自動販売機の設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。なお、転倒防止板を設置する場合には、施設利用者の安全に配慮したものを使用すること。また、自動販売機に係る事故に関して、施設管理者の責任によることが明らかな場合を除き、施設管理者は一切責任を負いません。
- ⑥自動販売機の設置にあたっては、盗難防止及び偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。
- ⑦寄付機能付の自動販売機の場合は、自動販売機に「売上げの一部が社会福祉活動に活用されている」旨を明示すること。

(5) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ①自動販売機の維持管理については、設置事業者が行い、常に販売商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理・衛生管理を適切に行うこと。
- ②設置事業者は、自動販売機に併設して、原則として、自動販売機1台につき1個以上の割合で回収ボックスを設置し、設置事業者の責任により適切に回収、処分すること。なお、回収ボックスは、販売品目の形態に合わせる。また、回収ボックスから使用済みの容器が溢れたりすることがないように回収の頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理を行うこと。
- ③設置事業者は、設置した自動販売機を適時巡回し、状況を把握のうえ、容器の回収、周辺の清掃等を行うこと。
- ④自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

(6) 寄付金について

- ①寄付機能付物件の場合は公有財産賃貸借契約書とは別に、市と「寄付金に関する覚書」を締結していただきます。寄付額は売上額の10%相当額以上とします。
- ②寄付先は、小美玉市社会福祉協議会又は小美玉市身体障がい者福祉協会としており、別紙「入札物件一覧表」の物件番号ごとに寄付先団体を指定しております。
- ③市との「寄付金に関する覚書」のほか、寄付先団体（社会福祉協議会又は身体障がい者福祉協会）に対し「寄付機能付自動販売機による寄付金に関する覚書」の締結も必要となります。
- ④「寄付金に関する覚書」及び「寄付機能付自動販売機による寄付金に関する覚書」は、「15 公有財産賃貸借契約書の締結等」の際に提出していただきます。
- ⑤寄付先団体の問い合わせ先
 小美玉市社会福祉協議会：小美玉市上玉里 1122 玉里保健福祉センター内 (0299-37-1551)
 小美玉市身体障がい者福祉協会：小美玉市福祉部社会福祉課社会福祉係経由 (0299-48-1111)

(7) その他

- ①契約上の条件等に違反する行為があると認められるとき又は入札参加資格要件に適合しない状況となったときは、契約を解除することがあります。
- ②自己都合により、貸付期間が満了する前に、自動販売機を撤去するときは、撤去しようとする日の3ヶ月前までに市に書面により通知してください。なお、撤去が年度途中の場合でも

納入済の貸付料は還付しません。

- ③自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状を回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求することはできません。
- ④地震、火災、風水害などの災害等により市側が施設利用を停止（1ヶ月以上の期間）したことにより自動販売機の販売数が大幅に減少した場合は、小美玉市行政財産の使用料徴収条例（平成18年条例第56号）第10条により、その月数に応じ貸付料の還付を行うことができる。なお、還付手続きは設置事業者の申請によるものとし、還付額は貸付料（年額）を12ヶ月で除して得た額に施設使用停止月数（月単位）を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

5 各施設の概要

- (1) 各施設の位置図は、別紙「公有財産位置図」のとおりとなります。
- (2) 各施設における自動販売機の設置場所は、別紙「自動販売機設置場所位置図」のとおりとなります。
- (3) 各施設の現場確認を必要とする場合は、別紙「施設問合せ先一覧表」の各施設担当者へ事前連絡の上、現場確認を行って下さい。

6 契約上の条件等に関する質疑及び回答

- (1) 質疑方法等
契約上の条件等に関する質疑がある場合は、簡易な内容確認を除き、FAXにより質問書（任意様式）を提出するものとする。
※送信後、確認のため総務課〔電話 0299-48-1111（代表）〕へ連絡すること。
- (2) 質疑受付
公告の日から 令和4年1月11日（火） までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 提出先
小美玉市総務部総務課 FAX 0299-48-1199
- (4) 回答期限 令和4年1月14日（金）
※質問に対する回答は、総務課窓口での公表並びに市公式ホームページ「入札・契約」に随時公表する。

7 入札参加資格確認申請

入札に参加を希望する方は、入札参加資格確認に係る書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けてください。

- (1) 申請期間 公告の日から 令和4年1月21日（金） までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出方法 郵送（簡易書留とする。）又は持参による。
- (3) 提出先 〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835番地
小美玉市総務部総務課 電話 0299-48-1111（代表）

(4) 申請書類 (提出各1部, ただし⑨及び⑩については各2部)

区分	申請書類	法人	個人
①	入札参加資格確認申請書	○	○
②	身分証明書 (市町村発行のもの) ※住民票ではありません。		○
③	誓約書	○	○
④	商号登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) の写し	○	
⑤	印鑑証明書の写し	○	○
⑥	納税証明書 (詳細は以下のとおり) の写し	○	○
⑦	設置する自動販売機・回収ボックスのカタログ等 仕様の分かるもの (コピー可)	○	○
⑧	委任状 ※営業所長等に入札及び契約事務の一切を 委任する場合のみ	○	
⑨	その他必要と認める書類	○	○

※①及び③には実印を押印してください。

※②, ④, ⑤及び⑥については, 発行後3ヶ月以内のもの。なお, ②は本籍のある市町村で交付を受けてください。

※⑦のうち回収ボックスは, 大きさや分別種類などがわかるものであれば, 写真などでも可とします。

※⑨については, 随時提出を求めることがあります。

※提出書類は返却しません。

⑥納税証明書について

納税証明書については, 下記のものを提出して下さい。なお県税は茨城県に納税義務がある方のみ, 市税は小美玉市に納税義務がある方のみ提出して下さい。

(法人の場合)

- ・国税・・・法人税, 消費税及び地方消費税 (様式その3の3)
- ・県税・・・法人県民税及び法人事業税 (様式40号の4 (イ))
- ・市税・・・法人市民税, 固定資産税, 軽自動車税

(個人の場合)

- ・国税・・・所得税, 消費税及び地方消費税 (様式その3の2)
- ・県税・・・個人事業税 (様式40号の4 (イ))
- ・市税・・・市県民税, 固定資産税, 軽自動車税, 国民健康保険税

8 入札参加資格の確認等

(1) 上記の申請書類により, 入札参加資格の有無を確認し, 審査を行います。審査結果は, 入札参加資格確認申請書に記載されている担当者に, 入札参加資格確認結果通知書を送付します。

送付予定日は 令和4年1月25日 (火) です。

(2) 当該結果の通知後であっても, 不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消します。

9 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時・場所 **令和4年2月17日 (木)** 午前10時00分から
茨城県小美玉市堅倉835番地
小美玉市役所本庁舎2階第2会議室

10 入札方法等

上記の手続きにより、入札参加資格があると確認された者は、以下の方法により、入札に参加するものとします。

(1) 入札書の提出方法

①入札は、**郵便入札**とします。

令和4年2月8日(火)以降に発送し、**令和4年2月16日(水)**必着で書留等により下記郵便局へ留め置きで郵送してください。

②送付先 〒319-0106 堅倉郵便局留

【〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835 番地】

小美玉市役所 総務部 総務課あて

③入札書の日付は開札日とし、市指定の様式を使用してください。

④入札回数は1回とする。

⑤入札書に記載する金額は、貸付料(単位:円,年額,税抜き)を記載してください。

なお、必ず最低貸付料以上の金額を記載してください。

⑥封筒は任意の二重封筒とし、中封筒(入札書を入れる封筒)、表封筒(中封筒を入れる封筒)の「封筒記載例」を参照してください。複数の物件の入札に参加する場合は、案件毎に中封筒を作成し、1つの表封筒に入れてください。

(3) その他

①入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

11 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとします。

12 落札者の決定方法

(1) 開札後、入札物件に対し、市が設定する最低貸付料以上で、最高の入札価格の申込みをした者を落札者とします。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、後日、くじにより落札者を決定します。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定します。

13 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とします。

①入札について不正の行為があった場合

②入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合

③入札価格が最低貸付料を下回る入札書

(2) この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告及び小美玉市公共施設等自動販売機設置事業者募集要項において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

14 入札保証金及び契約保証金

免除

15 公有財産賃貸借契約書の締結等

- (1) 公有財産賃貸借契約書により、契約を締結するものとします。
- (2) 契約金額（年額）は、貸付種別が「建物」の入札物件にあつては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額となり、貸付種別が「土地」の入札物件にあつては、入札書に記載された金額となります（消費税及び地方消費税はかかりません。）。
- (3) 落札者は、令和4年2月25日（金）までに、公有財産賃貸借契約書を提出してください。また、寄付金に関する覚書及び自動販売機による寄付金に関する覚書をそれぞれ寄付先団体単位で作成し、各2部提出してください。
- (4) 正当な理由がなく、指定期日までに契約を締結しない場合、又は指定期日までの間に契約辞退届が提出された場合は、落札者の決定を取消し、入札価格の高い順に契約交渉を行います。
- (5) 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- (6) 貸付種別が土地の場合は、契約書に収入印紙の貼付が必要となります。
- (7) 本物件の販売品等必要な事項は、契約とは別に施設管理者と協議して定めます。

16 問い合わせ先

〒319-0192
茨城県小美玉市堅倉835番地
小美玉市総務部総務課
TEL：0299-48-1111（代表）
FAX：0299-48-1199